

# 第53期定時株主総会招集ご通知に際しての その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

## 事業報告

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

## 連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

## 計算書類

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

## 監査報告書

- ・ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- ・ 計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- ・ 監査役会の監査報告書

上記の事項につきましては、法令及び定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

株式会社アサンテ

## 会社の新株予約権等に関する事項

### 1 会社役員が事業年度の末日に保有している新株予約権等の内容の概要と保有する者の人数

該当事項はありません。

### 2 使用人及び子会社の役員及び使用人に対し事業年度中に交付した新株予約権等の内容の概要と交付した者の人数

該当事項はありません。

### 3 その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2023年11月7日開催の取締役会の決議に基づき、第三者割当による新株予約権及び無担保転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

#### ① 第3回新株予約権

割 当 日	2023年11月28日
新 株 予 約 権 の 総 数	14,892個
発 行 価 額	総額14,102,724円（本新株予約権1個当たり947円）
当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	1,489,200株（本新株予約権1個につき100株） 本新株予約権については、行使価額の修正は行なわれず、したがって上限行使 価額及び下限行使価額はありませぬ。
行 使 価 額	1株当たり1,672円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2023年11月29日～2028年11月28日
割 当 先	AAGS S7, L.P.（以下、「割当先」といいます。）

そ の 他

当社は、割当先との間で、2023年11月7日付で、本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る引受契約（以下「本引受契約」といいます。）を締結いたしました。本引受契約において、以下の内容が定められております。

(1) 割当先は、2023年11月29日から2024年5月28日までの期間は、本新株予約権を行使しません。

(2) (1)にかかわらず、①本新株予約権付社債の発行要項に規定する繰上償還事由に該当する場合（但し、本新株予約権付社債の発行要項第13項第(2)号(ロ)②の定めにかかわらず、当社と割当先が事前に協議を行ない、割当先が事前に同意したうえ、当社が自己株式の取得を行なった結果、財務制限条項抵触事由が生じた場合を除く。）、②本引受契約に定める前提条件が払込期日において満たされていないことが判明した場合、③当社が割当先の本新株予約権を行使することに合意した場合、④当社グループが借入人となっている重要な各借入契約その他の資金調達に関する契約及び当社が当事者となっている事業上重要な契約等（以下「本重要契約等」といいます。）に係る取引先金融機関との契約に関し、当社の債務不履行等が生じた場合（但し、当該不履行が生じた債務の合計額（邦貨換算後）が50百万円を超えない場合は、この限りでない。）、⑤当社と金融機関との間の契約等、その他資金調達に関する契約等に定める財務制限条項、その他これに類する条項に抵触した場合、⑥当社が本引受契約上の表明・保証に重大な点において違反した場合、⑦当社が本引受契約、当社及びアドバンテッジアドバイザーズ株式会社の間で2023年11月7日付で締結した事業提携契約（以下「本事業提携契約」といいます。）または当社及び割当先の間で2023年11月28日付で締結した本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る総数引受契約（以下「本総数引受契約」といいます。）に定める当社の義務に重大な点において違反した場合、または⑧当社が有価証券報告書または四半期報告書を適法に提出しなかった場合には、割当先は、その後いつでも本新株予約権を行使できます。

② 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

割 当 日	2023年11月28日
新 株 予 約 権 の 総 数	49個
社債及び新株予約権の発行価額	本社債の金額100円につき金100円 但し、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとします。

当該発行による 潜在株式数	1,195,900株 本新株予約権付社債については、転換価額の修正は行なわれず、したがって上限転換価額及び下限転換価額はありません。
調達資金の額	1,999,690,000円
転換価額	1株当たり1,672円
新株予約権の 新行使期間	2023年11月29日～2028年11月24日
割当先	AAGS S7, L.P.
その他	<p>当社は、割当先との間で、2023年11月7日付で、本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る引受契約（本引受契約）を締結いたしました。本引受契約において、以下の内容が定められております。</p> <p>(1) 割当先は、2023年11月29日から2024年11月28日までの期間は、本転換社債型新株予約権を行使しません。</p> <p>(2) (1)にかかわらず、①本新株予約権付社債の発行要項に規定する繰上償還事由に該当する場合（但し、本新株予約権付社債の発行要項第13項第(2)号(ロ)②の定めにかかわらず、当社と割当先が事前に協議を行ない、割当先が事前に同意したうえ、当社が自己株式の取得を行なった結果、財務制限条項抵触事由が生じた場合を除く。）、②本引受契約に定める前提条件が払込期日において満たされていなかったことが判明した場合、③当社が割当先の本転換社債型新株予約権を行使することに合意した場合、④本重要契約等に係る取引先金融機関との契約に関し、当社の債務不履行等が生じた場合（但し、当該不履行が生じた債務の合計額（邦貨換算後）が50百万円を超えない場合は、この限りでない。）、⑤当社と金融機関との間の契約等、その他資金調達に関する契約等に定める財務制限条項、その他これに類する条項に抵触した場合、⑥当社が本引受契約上の表明・保証に重大な点において違反した場合、⑦当社が本引受契約、本事業提携契約または本総数引受契約に定める当社の義務に重大な点において違反した場合、または⑧当社が有価証券報告書または四半期報告書を適法に提出しなかった場合には、割当先は、その後いつでも本転換社債型新株予約権を行使できます。</p>

---

## 会計監査人の状況

**1 会計監査人の名称** E Y新日本有限責任監査法人

**2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額**

- |                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額         | 28,280千円 |
| ② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額    | 3,500千円  |
| ③ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 31,780千円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬の見積りの算出根拠等を精査した結果、当該報酬は妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行なっております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

**3 非監査業務の内容**

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である情報セキュリティアセスメント業務を委託し、対価を支払っております。

**4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

当社では、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案の目的とする場合には、会計監査人による監査の品質、監査の効率性、監査実績、独立性、監査の実施体制及び監査能力等を総合的に判断のうえ、監査役全員の同意によって行ないます。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### 1 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月18日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議し、その後2026年2月17日開催の取締役会において下記の通り変更いたしました。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (i) 法令等の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス担当取締役を任命し、コンプライアンスの維持・強化を図る。その徹底を図るため、コンプライアンス推進部は全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、内部監査室はコンプライアンスの状況を監査する。また、法令等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を適用し、コンプライアンス推進部、顧問弁護士事務所及び顧問社会保険労務士事務所に通報窓口を設置・運営し、通報者等に対して解雇その他のいかなる不利益な取り扱いを行なわないものとする。
  - (ii) 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、コンプライアンス担当取締役を通じて、その内容・対処案を取締役会及び監査役または監査役会に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (i) 取締役の職務の執行に係る文書の保存及び管理に関する事項は、文書管理規程に従うものとし、監査役が求めたときは、担当取締役もしくは所管部門長は、いつでも文書の閲覧及び謄写に供するものとする。
  - (ii) 情報システムを安全に利用及び活用するため、適切な維持管理・運用を行なう。
  - (iii) 万一情報システムに関連して問題が生じた場合には、システム部は速やかに、その内容・対処案を取締役会に報告する。
  - (iv) 内部監査室は、情報システムの管理状況について監査を実施するものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (i) リスク管理規程に基づき、リスク管理担当取締役を任命し、適切なリスク対応を図る。そのため、担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、その下に、コンプライアンス推進部を核として、事務局を設置し、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応を行なう。
  - (ii) 各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行なうものとし、事務局へ定期的リスク管理状況を報告し、連携を図るものとする。

- 
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
- (i) 当社は、原則として毎月1回「定例取締役会」を開催するほか、必要に応じて「臨時取締役会」を開催し、経営及び業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況の報告を受け、その監督等を行なっている。
  - (ii) 経営計画のマネジメントについては、経営方針を機軸に取締役会において毎年策定される年度事業計画及び中期経営計画に基づき、各部門において目標達成のために活動することとする。
  - (iii) 日常の職務遂行に際しては、職務分掌規程及び職務権限規程に基づき権限の委譲が行なわれ、各責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行するとともに、稟議制度による意思決定プロセスの簡素化により、意思決定の迅速化を図る。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 総務部を子会社管理の担当部門とし、関係会社管理規程に基づき子会社の状況に応じて必要な管理を行なうとともに、子会社においてもコンプライアンス規程に定める事項が適切に運営されるよう指導・監督するものとし、内部通報制度を適用するものとする。
- (6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 監査役は、総務部及び内部監査室に対してその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めることができるものとし、当該使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行なうものとする。
- (8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役または監査役会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に重大な損失を与える事項が発生また

---

は発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役または監査役会に報告するものとし、報告したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取り扱いを行なわないものとする。

(9) 監査費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役が必要と認めるときは、公認会計士、弁護士その他外部専門家に相談することができる。その費用については会社が負担するものとし、速やかに監査費用の前払いまたは償還の手続きに応じるものとする。

(10) その他監査役が監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図るとともに、監査役は重要な会議等に出席することができるものとする。

(11) 財務報告に係る内部統制に関する整備状況

財務報告に係る内部統制の構築については、経理部を担当部門とし、財務報告の適正性を確保するため、全社的な管理、運用体制の構築を図る。

(12) 反社会的勢力の排除に向けた基本方針及び整備状況

(i) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。そのため、反社会的勢力対応マニュアルに基づき、会社全体として組織的に対応を行なうものとする。

(ii) コンプライアンス推進部を反社会的勢力対応の担当部門とし、各部門間の報告・連絡体制を確立するとともに、各関係機関（警察、特防連等）との連携体制を構築し、反社会的勢力の排除に努める。

## 2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス担当取締役を任命のうえ、役員、従業員を対象にコンプライアンス研修を実施しております。また、内部通報窓口や従業員との面談等を通じて、コンプライアンスに関する問題の実態把握に努め、継続的な改善を図るとともに、問題点の内容及びその対処案を速やかに取締役会及び監査役会に報告しております。なお、通報者等に対して不利益な取り扱いは行なっておりません。さらに、内部監査室は、社

---

内規程の遵守状況やコンプライアンスの状況を監査し、内部監査の結果を取締役社長、取締役会及び監査役会に報告しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会の資料、議事録その他職務の執行に係る文書は、セキュリティが確保された場所で適正に保管しており、監査役が求めた時はいつでも文書の閲覧及び謄写に応じております。また、システム部では情報システムの適切な維持管理及び運用に努めるとともに、問題があれば速やかに対処案等を取締役会に報告しております。さらに、内部監査室は、情報システムの管理状況を監査し、その結果を取締役社長、取締役会及び監査役会に報告しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理担当取締役を任命し、事務局を設置のうえ毎月各部門はリスク管理の状況を報告しております。また、リスク問題が顕在化した際には、速やかにリスク管理委員会を招集のうえリスク対応を協議し、その内容や対応策を取締役会に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、各部門が取締役会で決議された年度事業計画及び中期経営計画に基づいて目標達成のために業務活動を行っており、取締役会において取締役の職務執行状況を定期的に監督しております。また、各部門の業務内容や必要性に応じて、適正に職務権限を委譲するとともに、稟議制度を整備し意思決定のプロセスやルールを可視化・明確化することで、継続的な改善を図り意思決定の迅速化を図っております。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、社内規程に基づき子会社の各議事録や規程類の整備など必要な管理を行っております。また、子会社に対してもコンプライアンス研修を実施するなど、必要な指導・監督を行ない、継続的な改善を図るとともに、内部通報制度等の周知徹底に努めております。

(6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、総務部及び内部監査室に監査役を補助すべき担当者を設置のうえ、その担当者が、それぞれ監査役の命令に従って業務を遂行しております。

- 
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
取締役等は、補助使用人が監査役から受けた命令に相反するような指揮命令は行っておりません。
- (8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役または監査役会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役または監査役会は、監査役会による本社部門長面談や重要書類の閲覧等で報告を受け体制となっております。また、取締役及び使用人等がこの報告によって解雇その他不利益な取り扱いを受けるようなことは行っておりません。
- (9) 監査費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役職務執行に要した費用については、費用の多寡にかかわらず、速やかに償還しております。
- (10) その他監査役監査の実効的に行なわれることを確保するための体制  
当社は、内部監査室を監査役室に隣接して配置し、日頃より緊密な連携や監査業務の補助が行なえる体制を築いております。また、監査役会は、取締役等との間で積極的な意見交換を行っております。
- (11) 財務報告に係る内部統制に関する整備状況  
当社は、担当取締役が財務報告に係る内部統制の計画及びスケジュールを決定のうえ、経理部が全社的な方針や手続きを社内に示し、適正な管理及び運用体制を構築しております。
- (12) 反社会的勢力の排除に向けた基本方針及び整備状況  
当社は、社内規程に基づき取引先を対象とした反社会性判断を実施し、各部門間で緊密な報告・連絡体制を構築のうえ、組織的に反社会的勢力とは一切の関係を遮断しております。さらに、各地域の警察署訪問や特殊暴力防止対策連合会等への加入を通じて、各関係機関との連携体制の構築、反社会的勢力の排除に努めております。

---

本事業報告に記載の金額及び株式数は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

## 連結計算書類

### 連結株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2025年4月1日残高	1,161,195	870,587	11,678,120	△3,897,460	9,812,442
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△605,596		△605,596
親会社株主に帰属する 当期純利益			274,391		274,391
自己株式の取得				△16	△16
自己株式の処分		1,428		15,529	16,957
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	1,428	△331,204	15,513	△314,262
2026年3月31日残高	1,161,195	872,015	11,346,916	△3,881,947	9,498,179

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2025年4月1日残高	—	△81,619	△81,619	14,102	9,744,926
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△605,596
親会社株主に帰属する 当期純利益					274,391
自己株式の取得					△16
自己株式の処分					16,957
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	177,789	177,789	—	177,789
連結会計年度中の変動額合計	—	177,789	177,789	—	△136,472
2026年3月31日残高	—	96,170	96,170	14,102	9,608,453

---

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 1社  
連結子会社の名称 株式会社ハートフルホーム
- (2) 非連結子会社の数 1社  
非連結子会社の名称 株式会社ヒューマン・グリーンサービス  
(連結の範囲から除いた理由)  
株式会社ヒューマン・グリーンサービスは小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社  
該当事項はありません。
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称  
株式会社ヒューマン・グリーンサービス  
(持分法を適用しない理由)  
株式会社ヒューマン・グリーンサービスは、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 会計方針に関する事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ① 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法によっております。  
(持分法を適用しない非連結子会社)
- ② その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの……時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。)
- 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法によっております。

---

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 製品、原材料……………移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。
- ② 仕掛品……………個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。
- ③ 貯蔵品……………最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
(リース資産を除く)……………定率法によっております。  
ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。  
建物 5～65年  
構築物 10～30年
- ② 無形固定資産  
(リース資産を除く)……………定額法によっております。  
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法によっております。

---

#### (4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

#### (5) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法……………退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法……………数理計算上の差異については、その発生時の翌連結会計年度から1年で費用処理することとしております。

#### (6) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、既存木造家屋を対象とした「白蟻防除」、「湿気対策」、「地震対策」の各種施工を主力サービスとしております。また、その他のサービスとして、住宅リフォーム、ゴキブリ・ネズミ等の害虫・害獣防除等を行っております。これらの約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

#### (7) 繰延資産の処理方法

##### 新株予約権発行費

3年間の定額法により償却しております。

##### 社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

#### (8) のれんの償却方法及び償却期間

7年間の定額法により償却しております。

#### (9) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産	4,084,301千円
減損損失	284,521千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、資産を用途により分類しグルーピングを行っており、遊休資産につきましては個々の資産ごとにグルーピングを行っております。当社グループは、営業活動から生じる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスの場合や、使用範囲または方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合、あるいは事業環境の大きな変化がある場合等に減損の兆候があると判断しております。減損の兆候があると判断された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当連結会計年度において、猪苗代総合研修センターの運用を停止しており、今後使用見込みがない遊休資産として帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

不動産鑑定評価額に基づく正味売却価額により算定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

不動産市況の変化等により、遊休資産の正味売却価額が変動した場合、翌連結会計年度において減損損失を計上する可能性があります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

#### ① 担保提供資産

種 類	期 末 帳 簿 価 額
建 物	201,355千円
土 地	2,171,146千円
計	2,372,502千円

#### ② 上記に対応する債務

内 容	期 末 残 高
1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	78,504千円
長 期 借 入 金	132,306千円
計	210,810千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,075,898千円

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の数 12,348,500株

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	302,635千円	31円	2025年3月31日	2025年6月23日
2025年11月7日 取締役会	普通株式	302,960千円	31円	2025年9月30日	2025年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次の通り決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2026年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	302,960千円	31円	2026年3月31日	2026年6月24日

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数  
普通株式 1,489,200株

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については短期的な預金及び安全性の高い金融資産に限定し、必要な資金については銀行等金融機関からの借入により調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信限度管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。

転換社債型新株予約権付社債は、主に営業基盤の拡充に係る資金調達であります。

借入金の使途は運転資金であり、流動性リスクを抑制するため、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注)を参照ください。）。また、「現金及び預金」「売掛金」については、現金であること、預金及び売掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
転換社債型新株予約権付社債 (*2)	(1,999,690千円)	(1,907,771千円)	△91,918千円
長期借入金 (*1、*2)	(360,810千円)	(358,599千円)	△2,210千円

(\*1) 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んだ金額で表示しております。

(\*2) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 市場価格のない株式等

区 分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式 (子会社株式)	20,534千円

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
転換社債型新株予約権付社債	－千円	1,907,771千円	－千円	1,907,771千円
長期借入金	－千円	358,599千円	－千円	358,599千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

転換社債型新株予約権付社債、長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入（発行）を行なった場合に想定される利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	合計
白蟻防除	6,237,371千円
湿気対策	2,894,411千円
地震対策	3,340,036千円
その他	1,883,930千円
顧客との契約から生じる収益	14,355,750千円
外部顧客への売上高	14,355,750千円

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、既存木造家屋を対象とした「白蟻防除」、「湿気対策」、「地震対策」の各種施工を主力サービスとしております。また、その他のサービスとして、住宅リフォーム、ゴキブリ・ネズミ等の害虫・害獣防除等を行っております。これらの約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

### (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

区分	合計
顧客との契約から生じた債権（期首残高） 売掛金	1,722,666千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高） 売掛金	1,909,494千円
契約負債（期首残高） 前受金（その他流動負債）	4,134千円
契約負債（期末残高） 前受金（その他流動負債）	14,000千円

(注) 契約負債の増減は、前受金の受取り（増加）と収益認識（減少）により生じたものであります。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

---

## 9. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	981円73銭
1 株当たり当期純利益	28円09銭

# 計算書類

## 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>8,913,560</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,809,735</b>
現金及び預金	6,564,496	買掛金	276,267
売掛金	1,792,677	1年内返済予定の長期借入金	130,500
製品	72,979	リース債務	11,993
仕掛品	7,314	未払金	435,339
原材料及び貯蔵品	302,440	未払費用	348,685
前払費用	156,066	未払法人税等	167,404
その他	17,944	未払消費税等	58,651
貸倒引当金	△358	前受金	4,340
<b>固定資産</b>	<b>4,869,673</b>	預り金	82,848
<b>有形固定資産</b>	<b>3,999,936</b>	賞与引当金	293,703
建物	1,033,786	<b>固定負債</b>	<b>2,423,697</b>
構築物	17,106	転換社債型新株予約権付社債	1,999,690
機械及び装置	4,279	長期借入金	222,000
工具、器具及び備品	91,093	リース債務	22,377
土地	2,822,424	退職給付引当金	40,429
リース資産	31,246	資産除去債務	106,485
<b>無形固定資産</b>	<b>58,365</b>	その他	32,715
ソフトウェア	43,939	<b>負債合計</b>	<b>4,233,433</b>
その他	14,426	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>811,371</b>	<b>株主資本</b>	<b>9,544,093</b>
関係会社株式	319,913	<b>資本金</b>	<b>1,161,195</b>
破産更生債権等	7,675	<b>資本剰余金</b>	<b>872,015</b>
長期前払費用	65,777	資本準備金	861,195
繰延税金資産	241,900	その他資本剰余金	10,820
その他	183,049	<b>利益剰余金</b>	<b>11,392,830</b>
貸倒引当金	△6,944	利益準備金	40,590
<b>繰延資産</b>	<b>8,395</b>	その他利益剰余金	11,352,240
新株予約権発行費	1,588	別途積立金	1,880,000
社債発行費	6,806	繰越利益剰余金	9,472,240
		<b>自己株式</b>	<b>△3,881,947</b>
		<b>新株予約権</b>	<b>14,102</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>9,558,196</b>
<b>資産合計</b>	<b>13,791,629</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>13,791,629</b>

## 損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,335,952
売上原価		3,959,055
売上総利益		9,376,896
販売費及び一般管理費		8,545,254
営業利益		831,642
営業外収益		
受取利息及び配当金	13,198	
その他	17,163	30,362
営業外費用		
支払利息	8,535	
その他	20,029	28,565
経常利益		833,439
特別損失		
減損損失	284,521	284,521
税引前当期純利益		548,918
法人税、住民税及び事業税	341,049	
法人税等調整額	△72,415	268,634
当期純利益		280,284

## 株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
2025年4月1日残高	1,161,195	861,195	9,392	870,587	40,590	1,880,000	9,797,552	11,718,142
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△605,596	△605,596
当期純利益							280,284	280,284
自己株式の取得								
自己株式の処分			1,428	1,428				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	1,428	1,428	—	—	△325,312	△325,312
2026年3月31日残高	1,161,195	861,195	10,820	872,015	40,590	1,880,000	9,472,240	11,392,830

	株 主 資 本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		
2025年4月1日残高	△3,897,460	9,852,464	—	14,102	9,866,567
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△605,596			△605,596
当期純利益		280,284			280,284
自己株式の取得	△16	△16			△16
自己株式の処分	15,529	16,957			16,957
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			—	—	—
事業年度中の変動額合計	15,513	△308,370	—	—	△308,370
2026年3月31日残高	△3,881,947	9,544,093	—	14,102	9,558,196

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法によっております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 製品、原材料……………移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

② 仕掛品……………個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

③ 貯蔵品……………最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)……………定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 5～65年

構築物 10～30年

- 
- ② 無形固定資産  
(リース資産を除く)……………定額法によっております。  
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 ……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法によっております。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金……………期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末の年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過した場合は、超過額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。  
なお、数理計算上の差異については、その発生時の翌事業年度から1年で費用処理することとしております。

- 
- (5) 繰延資産の処理方法  
新株予約権発行費  
3年間の定額法により償却しております。  
社債発行費  
社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
- (6) 退職給付に係る会計処理  
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。
- (7) 収益及び費用の計上基準  
当社は、既存木造家屋を対象とした「白蟻防除」、「湿気対策」、「地震対策」の各種施工を主力サービスとしております。また、その他のサービスとして、住宅リフォーム、ゴキブリ・ネズミ等の害虫・害獣防除等を行っております。これらの約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
- (8) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産	3,999,936千円
減損損失	284,521千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報  
連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

#### ① 担保提供資産

種 類	期 末 帳 簿 価 額
建 物	186,660千円
土 地	2,142,167千円
計	2,328,828千円

#### ② 上記に対応する債務

内 容	期 末 残 高
1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	76,500千円
長 期 借 入 金	126,000千円
計	202,500千円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,012,224千円

### (3) 関係会社に対する金銭債権・債務

内 容	期 末 残 高
短 期 金 銭 債 権	6,335千円
短 期 金 銭 債 務	11,863千円

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

内 容	期 末 残 高
営 業 取 引	122,754千円
営 業 取 引 以 外 の 取 引	360千円

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

2,575,576株

#### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

関係会社株式評価損	136,305千円
賞与引当金	92,575千円
減価償却超過額	71,581千円
土地減損損失	41,033千円
資産除去債務	33,564千円
株式報酬費用	23,767千円
未払事業税等	18,546千円
未払社会保険料	13,941千円
退職給付引当金	12,743千円
未払金	11,306千円
その他	8,209千円
評価性引当額	<u>△215,570千円</u>
繰延税金資産合計	<u>248,003千円</u>
繰延税金負債	
その他	<u>6,102千円</u>
繰延税金負債合計	<u>6,102千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>241,900千円</u>

---

## 7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	976円59銭
1株当たり当期純利益	28円69銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社 アサンテ  
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮沢 琢

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森本 博樹

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アサンテの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アサンテ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社 アサンテ  
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮沢 琢  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森本 博樹  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アサンテの2025年4月1日から2026年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムの構築及び運用については、継続的な改善が図られており、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類等の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

株式会社アサンテ 監査役会  
常勤監査役（社内監査役） 宮地 賢 ㊟  
監査役（社外監査役） 高野 慎一 ㊟  
監査役（社外監査役） 内田 好久 ㊟

以上